第１１章　介護休業給付について

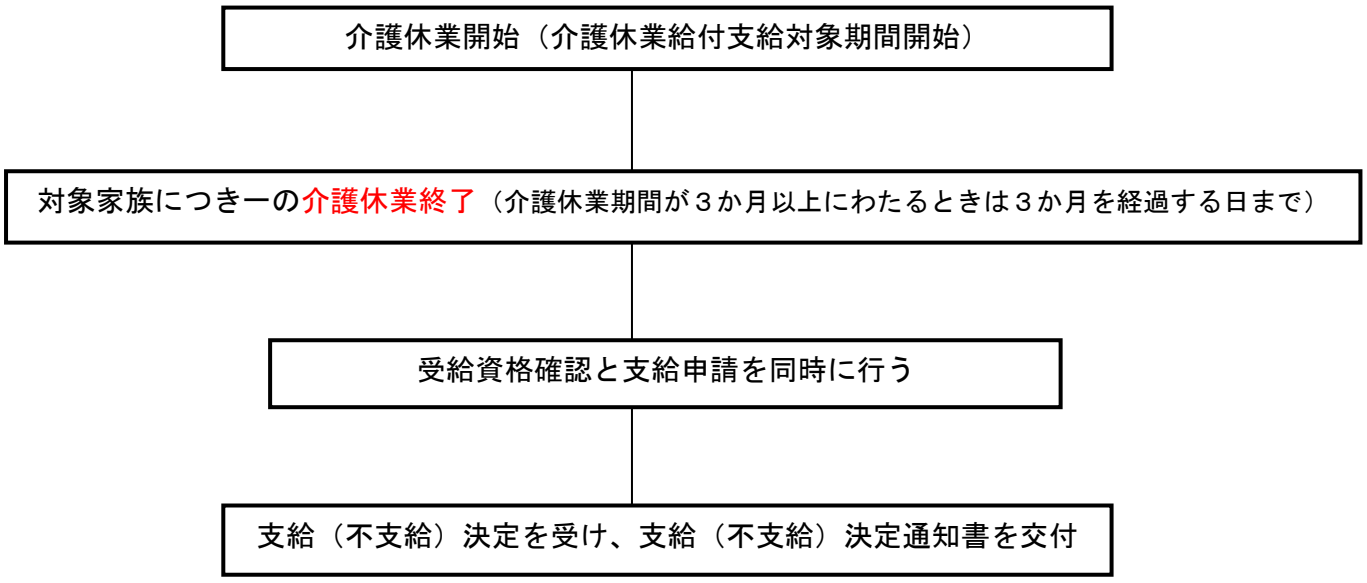
１　介護休業給付とは

配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得した被保険者について、介護休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて 80％未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、ハローワークへの支給申請により、支給されるものです。

改正雇用保険法等の施行により、平成 29 年１月１日以降に新たに取得する介護休業については、93 日を限度に３回までの分割取得が可能となりました。また、65 歳以上の高年齢被保険者も介護休業給付金の対象となりました。さらに、対象家族の範囲についても拡大され、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も対象となりました。

２　介護休業給付の基本的な流れ

（以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。）



3　介護休業給付金について

(1) 受給資格は・・・・・

イ　家族を介護するために、「介護休業」を取得した被保険者（※）であること。（※）被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、第３章において同じです。

（ｲ）ここでいう「介護休業」とは、職場復帰を前提に取得するものをいい、休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象となりません。

（ﾛ）期間雇用者も支給対象となります。

※　同一の対象家族について、93 日を限度に３回までに限り介護休業給付の支給対象となります。

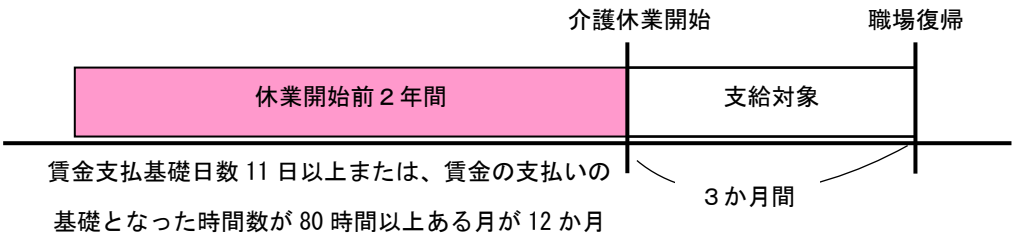
ロ　介護休業を開始した日の前２年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある完全月（※）が通算して 12 か月以上（原則、介護休業を開始した日の前２年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上必要。12 か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の月を１か月として取り扱うこととする）あること。

※　過去に基本手当や高年齢求職者給付金の支給を受けたことがなくても、基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことのある方については、受給資格決定前の被保険者期間を通算することはできません。

期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は、上記イ及びロに加え、休業開始時において、次の要件に該当しなければなりません。

同一事業主のもとで介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日から６か月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

例示



対象となる介護休業について

介護休業給付金は、以下の①および②を満たす介護休業について、同一の対象家族について 93 日を限度に３回までに限り支給されます。

① 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上※1にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること。）を必要とする状態にある家族※2を、介護するための休業であること。

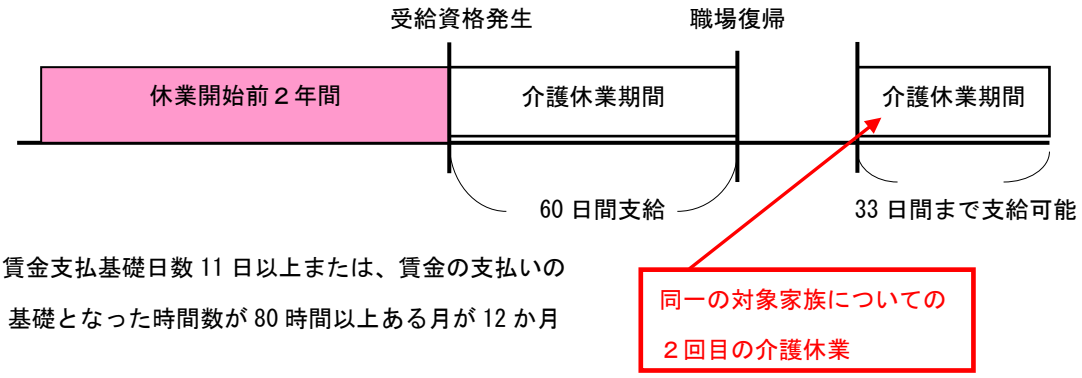
※１　ここでいう「２週間以上」とは、対象介護休業の期間ではなく、対象家族が常時介護を必要とする期間です。

※２　被保険者の、配偶者（事実上の婚姻関係と同様の状況の者を含む。）、父母（養父母を含む。）、子（養子を含む。）、配偶者の父母、被保険者の祖父母、兄弟姉妹、孫

② 被保険者が、その期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

同一の対象家族について２回の介護休業給付金を受ける例

例示



(2) 支給要件は・・・・・

介護休業開始日から起算して１か月ごとに区切った場合（区切られた１か月の間に介護休業終了日が含まれる場合は、その介護休業終了日まで）の各期間（これを**「支給単位期間」**といいます。）について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象（これを**「支給対象期間」**といいます。）となります。

イ　支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
ロ　支給単位期間に、就業していると認められる日数が１０日以下であること。
（介護休業終了等により、１か月に満たない支給単位期間については、就業していると認められる日数が１０日以下であるとともに、介護休業による全日休業日が１日以上あれば、当該要件を満たします。また、この全日休業日には、日曜日・祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。）
ハ　支給単位期間に支給された賃金額※が、休業開始時の賃金月額の 80%未満であること。

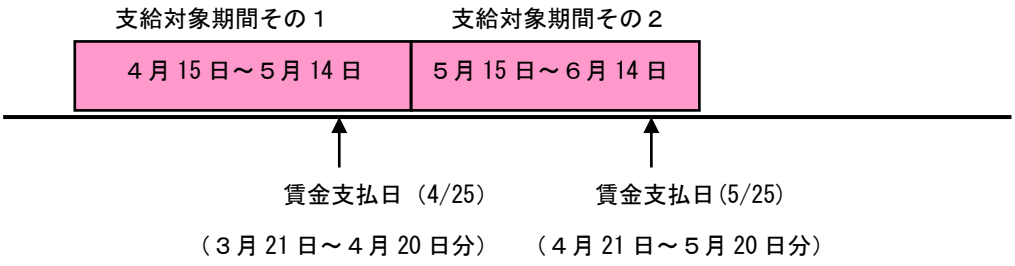
※　「支給単位期間に支給された賃金額」とは

支給単位期間中に支給された賃金とは、「その期間に支払日のあるもの」をいいます。

ただし、介護休業期間外を対象としているような賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、**原則として介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみ**となります。

例示

賃金締切日 20 日　賃金支払日 25 日　休業開始日４月 15 日の場合



解説：４月 25 日に支払われた賃金の中には、３月 21 日～４月 14 日を対象とした給与・手当等が含まれているため、「支給対象期間その１」には、介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金のみを計上することとしてください。

(3) 支給対象期間は・・・・・

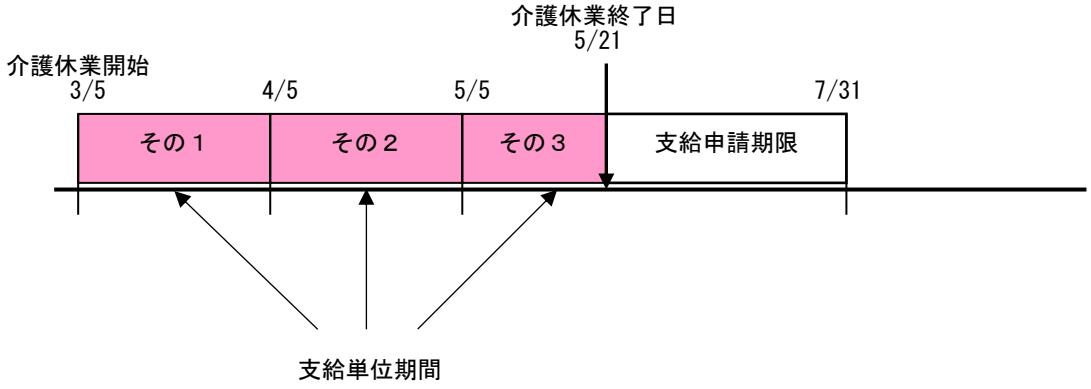
介護休業給付金の支給対象期間は次のとおりです。

なお、連続３か月を超えて介護休業給付金の申請をする場合は、支給申請書が２枚必要です。

> イ　介護休業開始日から１か月ごとに区切った期間を単位として、一回の介護休業期間は最長３か月となるため、一回の介護休業につき、最大３支給単位期間を支給。
>
> ロ　３か月を経過するまでに介護休業を終了し職場復帰をした場合は、介護休業を終了した日まで。なお、93 日を限度に３回までに限り支給。

例示

介護休業開始日　３月５日　　介護休業終了日　５月 21 日



解説：　上記のような事例では、介護休業開始後３か月を経過するまでの間に職場復帰をしているため、介護休業終了日（＝５月 21 日）までの期間が支給対象となります。

また、最後の支給単位期間（５月５日～５月 21 日）については、就業していると認められる日が 10 日以下であるとともに、介護休業による全日休業日が１日以上あれば支給対象となります。

また、介護休業給付の申請は、「対象介護休業の終了日の翌日から起算して２か月を経過する日の属する月の末日まで」となっていることから、この場合の支給申請期限は７月 31 日までとなります。

（4）支給額は・・・・・

① 休業期間中に賃金が支払われていない場合

イ　支給単位期間が１か月ある場合（最後の支給単位期間を除く。）
支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（30 日※1）×67%

ロ　最後の支給単位期間（職場復帰等による休業終了日を含む。）の場合
支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（暦の日数※1）×67%

※1　支給日数について
- **休業終了日を含まない支給単位期間・・・・・・・30 日**
- **休業終了日を含む支給単位期間・・・・・・・・・・・暦の日数（最後の支給単位期間の初日から休業終了日までの日数）**

② 休業期間中に事業主から賃金が支払われている場合

イ　支払われた賃金が、休業開始時賃金月額の 13%以下の場合
支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数×67%

ロ　支払われた賃金が、休業開始時賃金月額の 13%超～80%未満の場合
支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数の 80%相当額と賃金の差額を支給。

ハ　支払われた賃金が、休業開始時賃金月額の 80%以上の場合
支給額＝支給されません。

なお、休業開始時賃金月額には、上限額および下限額があります。

令和 8 年 8 月 1 日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額　546,600 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 532,200 円）

下限額　96,090 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 90,420 円）

※　上限額及び下限額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

また、以下の**支給上限額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和８年８月１日現在支給上限額について

支給上限額 366,222 円※（令和８年７月 31 日まで 356,574 円）

※　支給限度額及び最低限度額は、毎年８月１日に変更される場合があります。

具体例：休業開始時の賃金日額が 7,000 円（賃金月額は 21 万円）であって、

① 支給単位期間中に賃金が支払われていない場合（13%以下）

→ 支給額＝7,000 円×30 日×67%＝**140,700 円**

② 支給単位期間に賃金が 15 万円支払われた場合（13%超～80%未満）

→ 休業開始時賃金月額の 80%＝7,000 円×30×80%＝168,000 円

支給額＝168,000 円－150,000 円＝**18,000 円**

③ 支給単位期間に賃金が 17 万円支払われた場合（80%以上）

→ **支給されません。**

(5) 受給資格の確認・申請は・・・・・

雇用する被保険者が介護休業給付の支給を受けるときは、以下の手続が必要です。

届出書類・・・「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（介護）」
「介護休業給付金支給申請書」

※介護休業中に要介護者が死亡した場合は、死亡診断書の写し等も必要です。

提出期限・・・

(1) 賃金月額証明書

被保険者が「介護休業給付金支給申請書」を提出する日まで。ただし、事業主を経由して「介護休業給付金支給申請書」を提出する場合には、その支給申請書と同時に（支給申請書の提出期限までに）提出することができます。

(2) 介護休業給付金支給申請書

各介護休業終了日（介護休業期間が３か月以上にわたるときは介護休業開始日から起算して３か月を経過した日）の翌日から起算して２か月を経過する日の属する月の末日まで

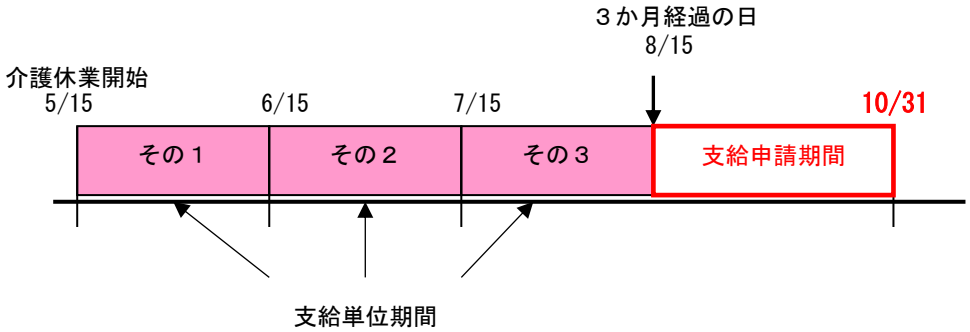
届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- ○ 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- ○ 本人が事業主に提出した介護休業申出書
- ○ 介護対象家族の氏名・性別・生年月日及び被保険者との続柄等が分かる書類の写し（住民記載事項証明書など）

※介護休業給付金支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

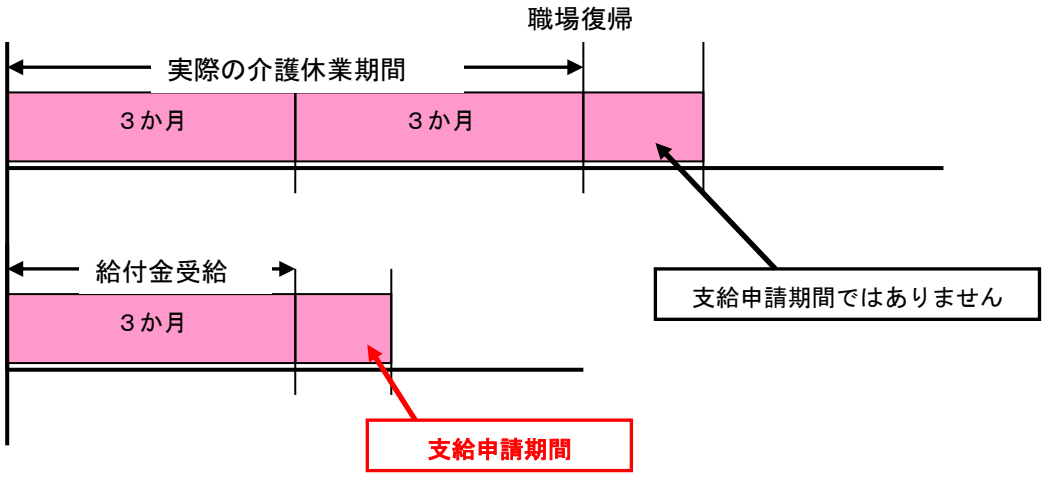
支給申請は、一回の介護休業ごとに、支給対象期間（最大３か月分）すべてについて、まとめて行います。



また、支給申請期限は、**各介護休業終了日**（介護休業期間が３か月以上にわたるときは介護休業開始日から起算して３か月を経過した日）**の翌日から起算して２か月を経過する日の属する月の末日まで**です。

※　注意してください！

例示　６か月間介護休業を取得した場合



注意：介護休業開始日から３か月を経過した日以後も、引き続き介護休業を取得している場合の支給申請期限には、ご注意ください。

(6) 支給申請の結果は・・・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した**「介護休業給付金支給・不支給決定通知書」**を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています。）から約１週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ　ショクギョウアンテイキョク」となります(金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります)。

４　その他

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した月（日）の前月（前の支給対象期間）までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます（ただし、死亡日が支給対象期間の末日の場合は、死亡日を含む期間も支給申請を行うことができます）。

これを、**未支給介護休業給付**といいます。

この請求は、**死亡した日の翌日から起算して６か月以内**にする必要があります。

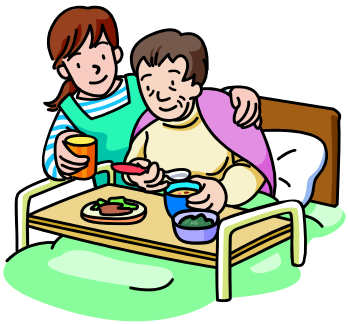
詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、介護休業給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手段により介護休業給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）は、不正受給の処分を受けることとなります。**

このような場合、不正受給した金額の**３倍**の金額を納めなければならず、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主も本人と連帯して処分等を受けることとなります。





5　支給申請書等の記載例について

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記入例

様式第10号の２の２

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 ~~所定労働時間短縮開始時賃金証明書~~（安定所提出用）（介護・育児）

①被保険者番号	8800-802047-9	③ フリガナ	テキヨウ　ユウコ	④休業等を開始した日の年月日	令和 5	11	5
②事業所番号	4900-0001111-1	休業等を開始した者の氏名	適用　優子				

⑤名称 事業所所在地 電話番号	株式会社 労働保険 立川支店 立川市錦町１－１９－1 ０４２－９４９－９８０９	⑥休業等を開始した者の住所又は居所	〒 ３５９－０００４ 所沢市並木６－３４ 電話番号（ ０２０） ８８０９ － X０９８

この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。

事業主　住所　東京都千代田区霞ヶ関１－１１

氏名　代表取締役　保険智

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

⑦休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 休業等を開始した日 11月5日	⑧⑦の期間における賃金支払基礎日数	⑨賃金支払対象期間	⑩⑨の基礎日数	⑪賃金額 Ⓐ	⑪賃金額 Ⓑ	⑪賃金額 計	⑫備考
10月 5日～休業等を開始した日の前日	31日	11月 1日～休業等を開始した日の前日	4日	24,000			
9月 5日～10月 4日	30日	10月 1日～10月 31日	31日	230,000			
8月 5日～ 9月 4日	31日	9月 1日～ 9月 30日	30日	230,000			
7月 5日～ 8月 4日	31日	8月 1日～ 8月 31日	31日	230,000			
6月 5日～ 7月 4日	30日	7月 1日～ 7月 31日	31日	230,000			
5月 5日～ 6月 4日	31日	6月 1日～ 6月 30日	30日	230,000			
4月 5日～ 5月 4日	30日	5月 1日～ 5月 31日	31日	230,000			
3月 5日～ 4月 4日	31日	月 日～ 月 日	日				
2月 5日～ 3月 4日	28日	月 日～ 月 日	日				
1月 5日～ 2月 4日	31日	月 日～ 月 日	日				
12月 5日～ 1月 4日	31日	月 日～ 月 日	日				
11月 5日～12月 4日	30日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				

⑬賃金に関する特記事項

休業開始時賃金月額証明書 / ~~所定労働時間短縮開始時賃金証明書~~ 受理　令和　年　月　日（受理番号　号）

⑭（休業開始時における）雇用期間　㋑ 定めなし　㋺ 定めあり → 令和　年　月　日まで（休業開始日を含めて　年　カ月）

※公共職業安定所記載欄

雇用保険法施行規則第14条の　第１項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。
本手続は電子申請による手続が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※

所長	次長	課長	係長	係

[例示説明]

・令和５年 11 月５日に介護休業を開始する場合

・賃金締切日が各月末日

④「休業を開始した日の年月日」

・被保険者が対象家族の介護をするための休業を開始した日を記入してください。

⑦「休業を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

・「休業を開始した日」欄は、④欄の休業を開始した日を記入してください。

・休業開始した日から遡って賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある月を 2 年間記入しますが、11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者算定対象期間を直近より 12 か月以上記入があれば以下は記入を省略できます。

（※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。（54 ページ参照））

⑧「⑦の期間における賃金支払基礎日数」

・⑦欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。

・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑨「賃金支払対象期間」

・最上段には休業を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、休業を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を 2 年間記入しますが、完全月で⑩欄の基礎日数が 11 日以上の月を 6 か月以上記入する必要があります。 6 か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。

（※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。（54 ページ参照））

⑩「⑨の基礎日数」

・⑨欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。

・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪「賃金額」

・月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。

・A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑫「備考」

・⑦欄から⑪欄の参考となることを記入してください。

例・賃金未払いがある場合

・出産、傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合

・休業手当が支払われたことがある場合

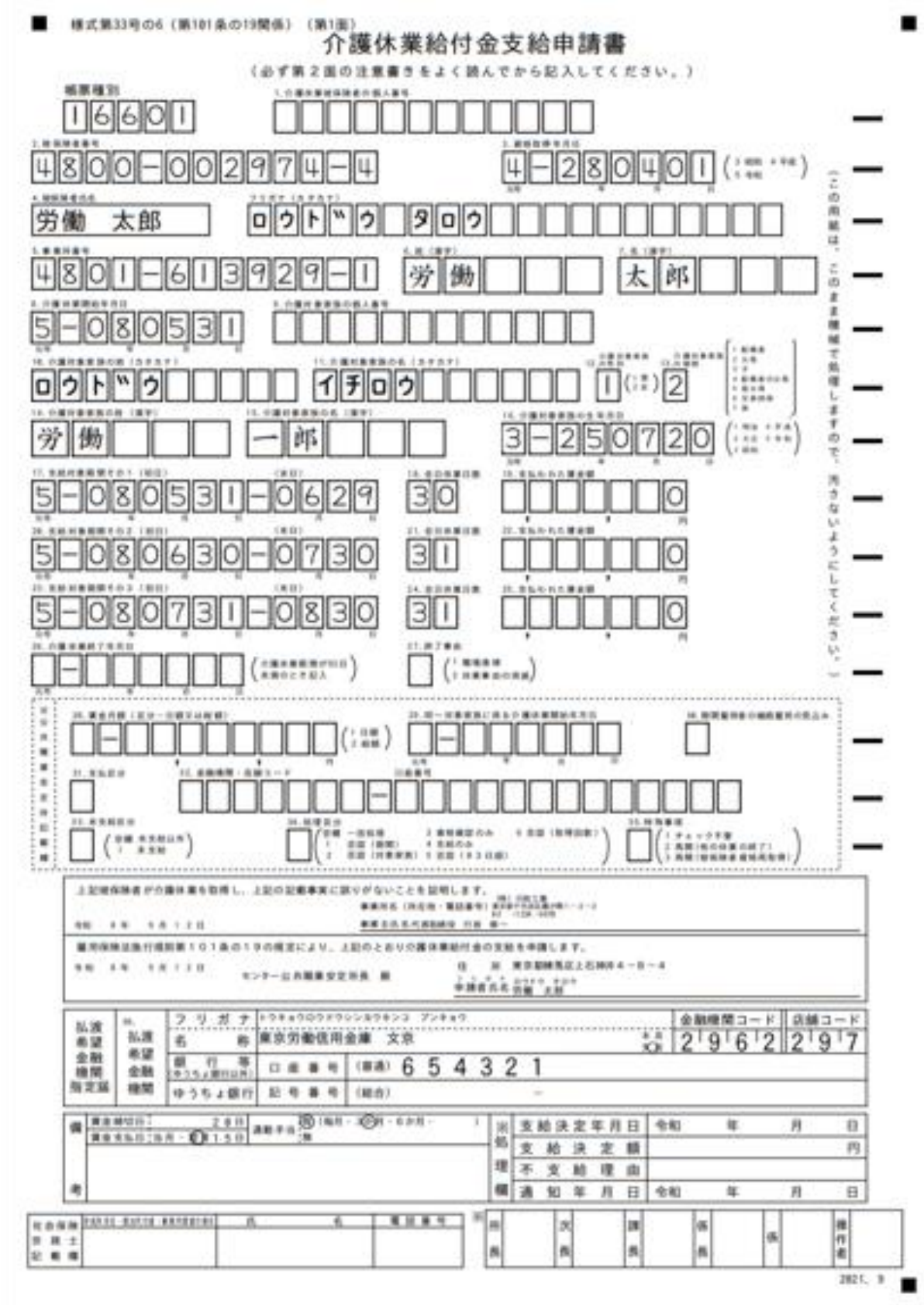
・休業開始日が令和２年８月１日以降であって、⑨欄の基礎日数が 11 日以上の月が 12 か月以上ない場合、または、⑪欄の基礎日数が 11 日以上の完全月が６か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑬「賃金に関する特記事項」

・３か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。

・該当がない場合には斜線を引いてください。

介護休業給付金支給申請書の記入例



様式第33号の6（第101条の19関係）（第1面）

介護休業給付金支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1 6 6 0 1

1. 介護休業給付対象者の個人番号

2. 被保険者番号 4800-002974-4

3. 被保険者originの年月日 4-28040 1

4. 被保険者の氏名 労働　太郎

フリガナ ロウトｳﾞｳ　タロウ

5. 事業所番号 4801-613929-1

6. 名（漢字） 労働

7. 名（漢字） 太郎

8. 介護休業開始年月日 5-080531

9. 介護対象家族の個人番号

10. 介護対象家族の氏名（カタカナ） ロウトｳﾞｳ

11. 介護対象家族の名（カタカナ） イチロウ

12. 介護対象家族 1

13. 介護対象家族 2

14. 介護対象家族の生年月日 3-250720

15. 介護対象家族の名（漢字） 労働 一郎

16. 支給対象期間その1（初日） 5-080531 （末日） -0629 17. 休日数 30 18. 支払われた賃金額 0円

19. 支給対象期間その2（初日） 5-080630 （末日） -0730 20. 休日数 31 21. 支払われた賃金額 0円

22. 支給対象期間その3（初日） 5-080731 （末日） -0830 23. 休日数 31 24. 支払われた賃金額 0円

25. 介護休業終了年月日 -

26. 賃金月額 -円

27. 初一分割取得に係る介護休業開始年月日 -

28. 職業復帰後の継続雇用の見込み

29. 支払区分

30. 金融機関・店舗コード

31. 口座番号

32. 本人確認

33. 処理区分

34. 特別事項

上記被保険者が介護休業を取得し、上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

令和 4年 5月 12日

事業所名（所在地・電話番号）

事業主の氏名又は名称及び代表者の氏名

雇用保険法施行規則第101条の19の規定により、上記のとおりの介護休業給付金の支給を申請します。

令和 4年 5月 12日

センター公共職業安定所長 殿

住所 東京都練馬区上石神井4－8－4

申請者氏名 労働 太郎

払渡希望金融機関指定届	フリガナ	ﾄｳｷｮｳﾛｳﾄﾞｳｼﾝﾖｳｺﾝｺ ﾌﾞﾝｷｮｳ	金融機関コード	店舗コード
	名称	東京労働信用金庫 文京	2962	297
	銀行等（ゆうちょ銀行以外） 口座番号	（普通） 6 5 4 3 2 1		
	ゆうちょ銀行 記号番号	（総合）		

備考	賃金締切日：20日 賃金支払日：当月・翌月15日 通勤手当：有・無	処理欄	支給決定年月日	令和 年 月 日
			支給決定額	円
			不支給理由	
			通知年月日	令和 年 月 日

社会保険労務士記載欄 住所 氏名 電話番号

所長 次長 課長 係長 係 操作者

2021. 9

1 「介護休業被保険者の個人番号」
・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

9 「介護対象家族の個人番号」
・介護対象家族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。住民票記載事項証明書等を添付いただく場合は記載不要です。

17、20、23「支給対象期間」
・それぞれの支給対象期間の初日及び末日を記入してください。

18、21、24「全日休業日数」
・17、20、23 欄に記入した支給対象期間において全日にわたって介護休業している日(日曜日、祝日等のような所定労働日以外の日も含みます。)の数を記入してください。

19、22、25「支払われた賃金額」
・17、20、23 欄に記入した支給対象期間において、支払われた賃金の額を記入してください。
・なお、その賃金は、介護休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。
・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に 1 か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。）計上してください。

26「介護休業終了日」
・介護休業期間が 3 か月未満のとき記入してください。

27「終了事由」
・26 欄の介護休業終了日に記入した場合は、27 欄の終了の理由コードを番号で記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)事業主氏名」
・記載事実の誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」
・被保険者本人が氏名を記載してください。
ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」
・「名称」欄には、介護休業給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。
・「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※　最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合はあらかじめハローワークにご相談ください。

「備考」

備考欄に、賃金締切日・支払日、通勤手当について記入してください。

○　介護休業給付に関するＱ＆Ａ

Ｑ　「２週間以上の常時介護が必要な状態」は？

父が３か月ほど介護の必要な状態になるのですが、最初の 10 日間介護をすれば、その後は病院に入院して看護を受けられるため、10 日間のみ介護休業を取得したいと考えています。

介護休業は、２週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するための休業とのことですが、10 日間だけでは介護休業を取得し、介護休業給付を受給することはできないのでしょうか。

Ａ　介護休業の期間は２週間以上である必要はありません。

ここでいう「２週間」とは、介護休業の対象となる期間ではなく、あくまでもお父さんが常時介護を必要とする期間をいうものであり、その期間中には病院等への入院や他の介護者による介護が行われ、被保険者本人が介護休業を取得する必要がない可能性もあります。

このため、10 日間だけ介護休業を取得し、介護休業給付を受給することも可能です。

Ｑ　同じ対象家族について、93 日分介護休業給付金を受給しましたが、さらに、同じ対象家族について、要介護状態が変わったため再び介護休業を取得した場合、再度 93 日を限度に３回まで支給を受けることは可能でしょうか。

Ａ　同じ対象家族については、要介護状態が変わった場合であっても、93 日を超えて介護休業給付金の支給を受けることはできません。

Ｑ　同じ対象家族について、複数の被保険者が同時に介護休業を取得した場合、それぞれに介護休業給付金を受けることは可能ですか。

Ａ　それぞれ、支給要件を満たせば支給可能です。

【参考様式】

介 護 休 業 申 出 書

人事部長　　殿

［申出日］ 令和　　年　　月　　日
［申出者］　　部　　課
氏　名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第〇条）に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1　休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2　休業の期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで （職場復帰予定日　　令和　　年　　月　　日）	
3　申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の２週間前に申し出て	いる・いない　→　申出が遅れた理由 ［　　］
	(2) １の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数	回　　日
	(3) １の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある（　　回） →既に２回連続して撤回した場合、 再度申出の理由 ［　　］

第１２章　高年齢雇用継続給付について

１　高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60 歳から 65 歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成７年４月１日から施行されました。（雇用保険法第 61 条～第 61 条の３）

具体的には、60 歳以上 65 歳未満の被保険者が、原則として、60 歳時点に比べて賃金が 75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大 10%（令和７年３月 31 日以前に受給資格要件を満たす方については最大 15%）の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

１　雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

と

２　雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

の２種類があります。



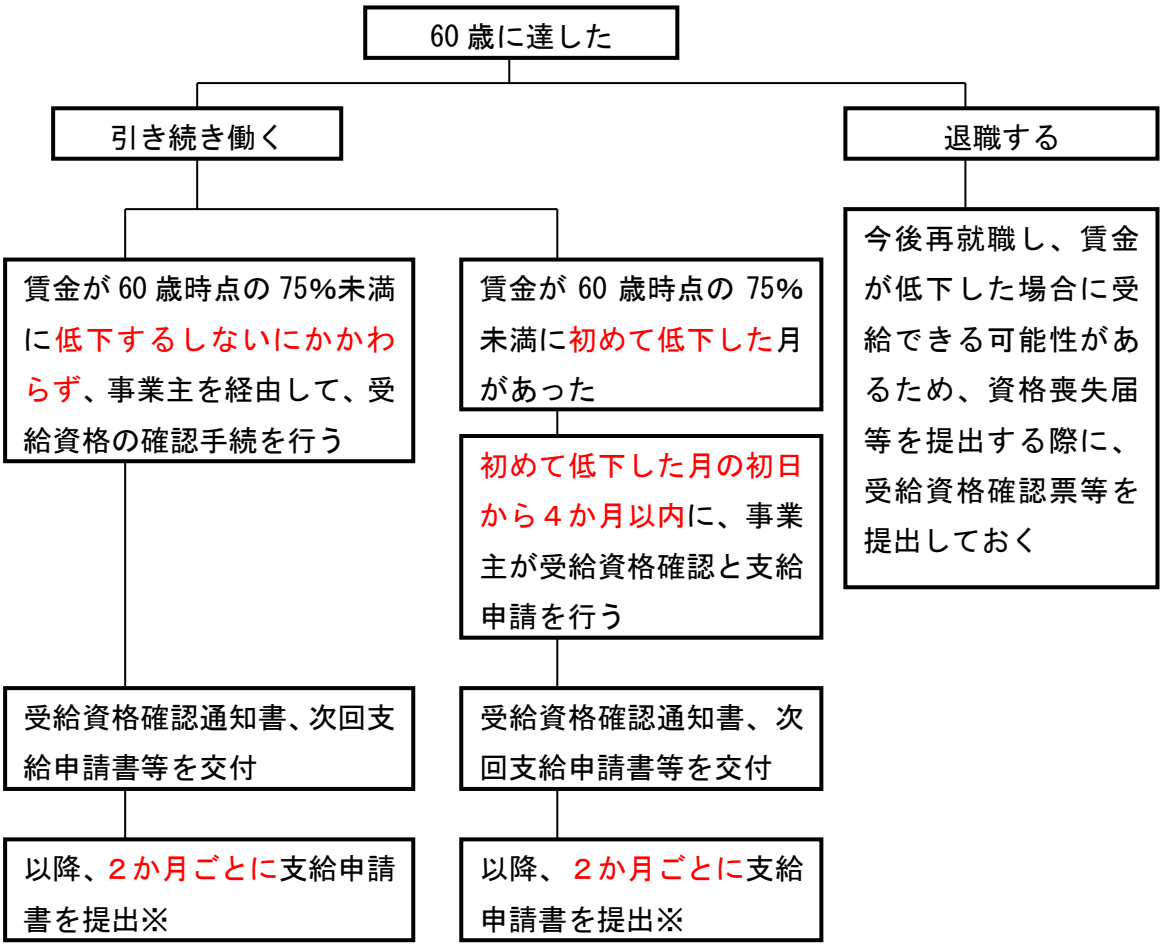


2　高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金

（以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。）

◎　60 歳時点で雇用保険被保険者であった期間が５年以上である場合



※　賃金が 60 歳時点の 75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

支給申請月のパターンについて

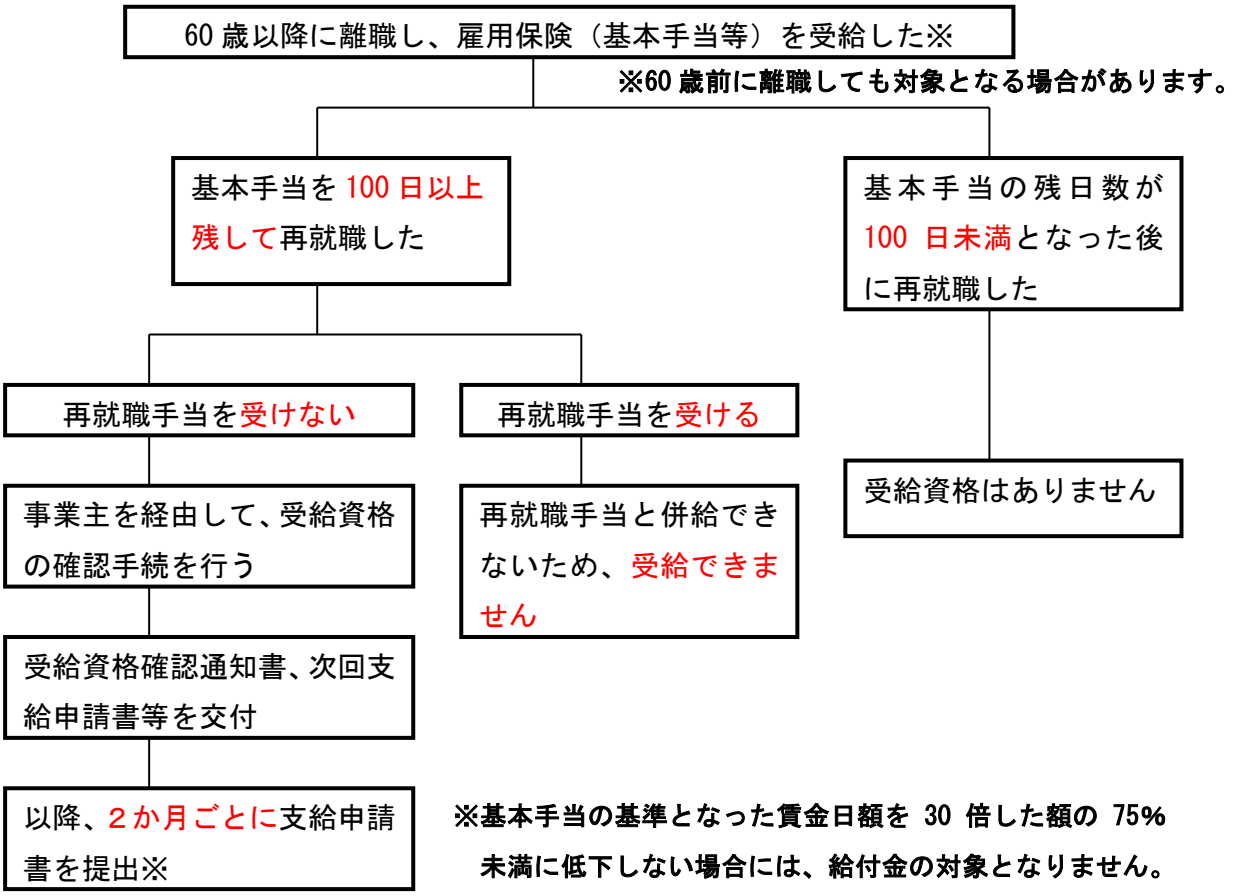
◎　奇数月申請のケース

３月	４月	５月	６月	７月
申請 （１月分） （２月分）		申請 （３月分） （４月分）		申請 （５月分） （６月分）

支給申請パターンは、２か月経過後、１か月以内に申請していただく方式です。

（2）高年齢再就職給付金

（以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。）



高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。

すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いったん選択し、支給決定を受けますと、その後の取消しや変更等はできません。

事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いします。

高年齢再就職給付金	再就職手当
１年または２年かけて支給（※１） （支払われた賃金×最大 10%（※２））	一括で支給 （基本手当日額×残日数×60%または 70%）
賃金が変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

※１　基本手当の支給残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は１年間、200 日以上の場合２年間が支給期間となります。

※２　令和７年３月 31 日以前に受給資格要件を満たす方は、最大 15%となります。

3　高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は・・・・・

①　60 歳到達日において被保険者であった場合

60 歳到達日（「60 歳の誕生日の前日」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格は次のとおりです。

イ　60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者であること。
ロ　「被保険者であった期間」が通算して５年以上あること。
※　「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が１年以内であって、この期間に求職者給付及び就業促進手当の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が 60 歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、その事業所の所在地を管轄するハローワークへ、受給資格手続及び支給申請手続を行ってください。

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60 歳以降の各月の賃金額が、ハローワークにおいて登録された**賃金月額（上限額あり）**に比べて、75%未満に低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※「賃金月額」とは、

原則として、60 歳到達時点の直前の完全賃金月６か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除して算定された賃金日額の 30 日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された１か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、原則、賃金支払基礎日数が 11 日以上必要で、60 歳到達時等から遡って１年間において、完全賃金月が６か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の月を１か月として取り扱います。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。**算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。**

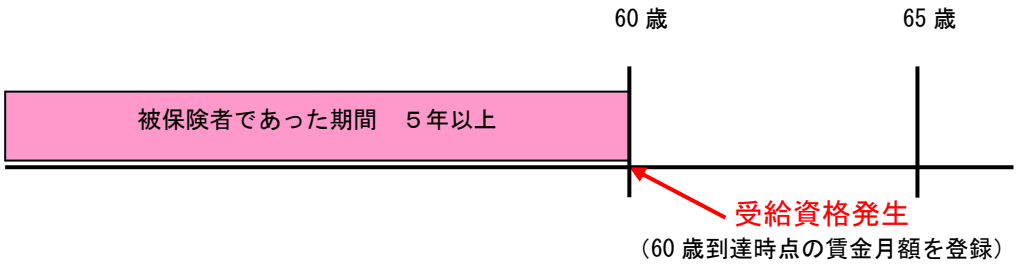
令和８年８月１日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額　522,000 円※（令和８年７月 31 日までは 508,200 円）

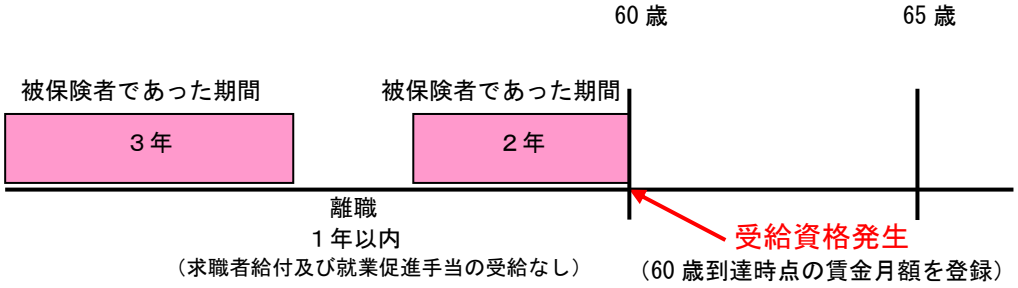
下限額　96,090 円※（令和８年７月 31 日までは 90,420 円）

※　上限額及び下限額は、毎年８月１日に変更される場合があります。

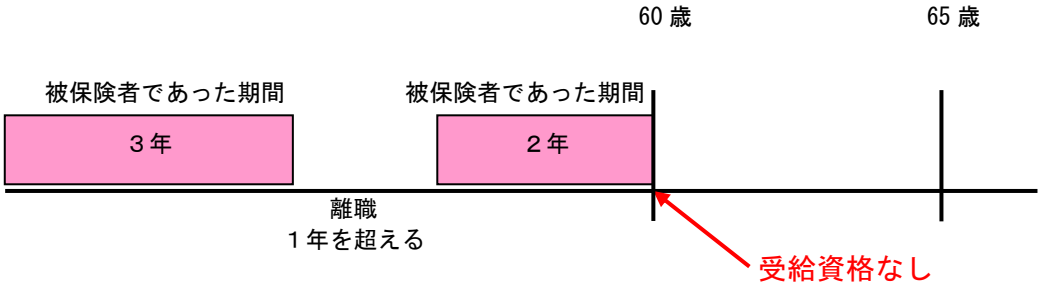
例示１　60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示２　60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



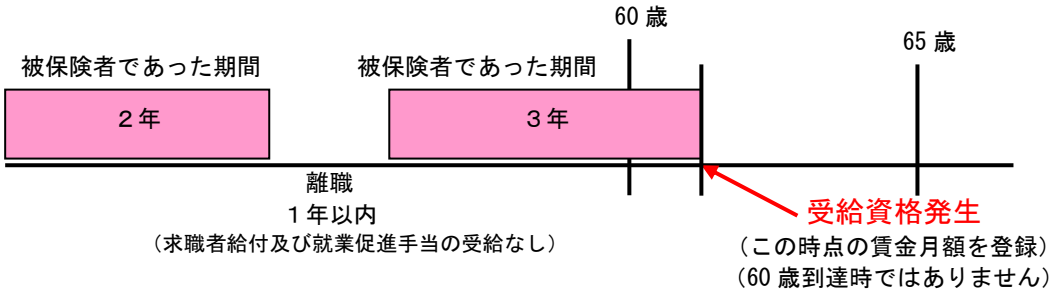
例示３　60 歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60 歳到達時点において被保険者であった期間が通算して５年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して５年を満たした時点で、再度手続を行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して５年を満たした時点）における賃金月額（上限額あり）が登録されることとなります。

例示４　60 歳到達時以降、受給資格を満たした場合



② 60 歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

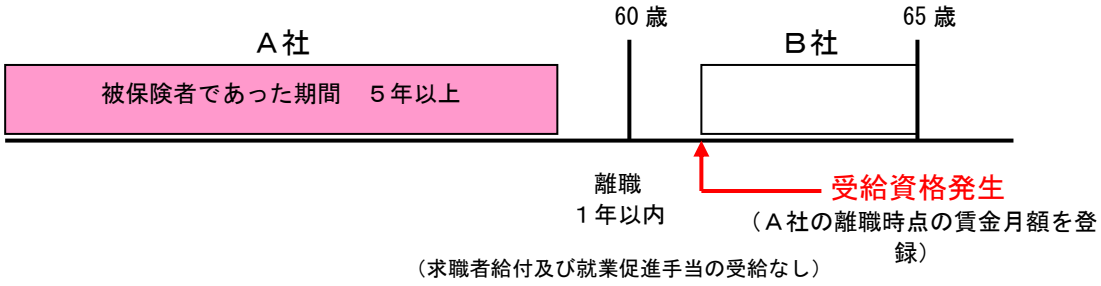
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

イ 60 歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して５年以上あること。
ロ 60 歳到達前の離職した日の翌日が、60 歳到達後に再雇用された日の前日から起算して１年以内（高年齢雇用継続給付延長を行っている場合は、その延長期間内）にあること。（205 ページ参照）
ハ ロの期間に求職者給付及び就業促進手当を受給していないこと。

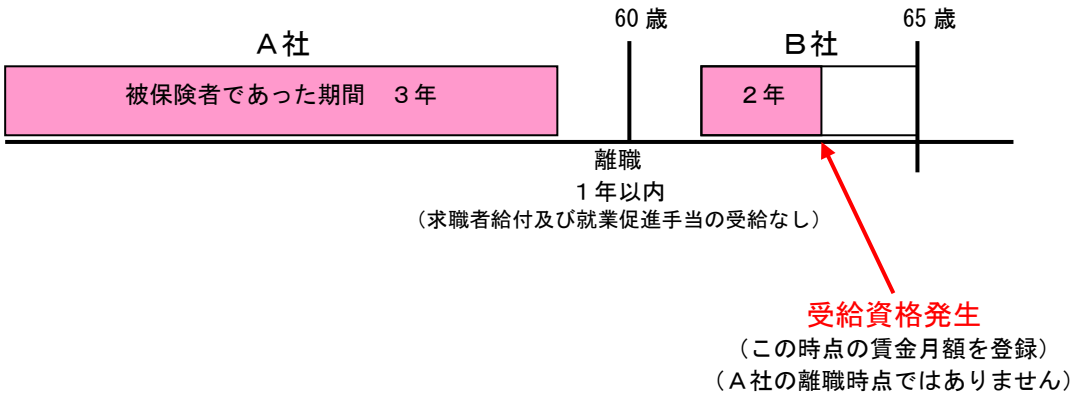
事業所を管轄するハローワークで受給資格確認の手続を行い、受給資格が確認された場合には、**60 歳到達時前の離職した時点の賃金月額（上限額あり）が登録**されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して５年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます（**この場合、受給資格を満たした時点の賃金月額（上限額あり）が登録されます**）。

例示１ 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示２ 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は・・・・・

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月（**暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。**）（これを**「支給対象月」**といいます。）において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

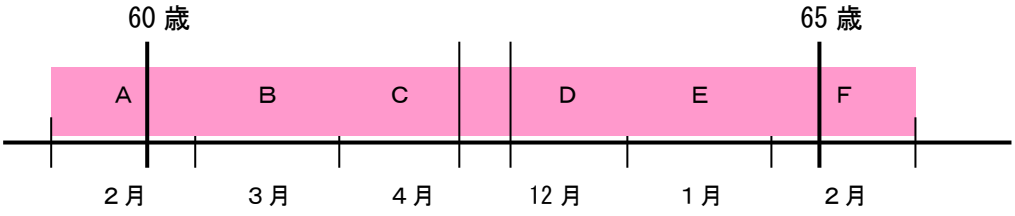
イ　支給対象月の初日から末日まで被保険者であること
ロ　支給対象月中に支払われた賃金が、60 歳到達時等の賃金月額の 75%未満に低下していること。
ハ　支給対象月中に支払われた賃金額が、支給限度額（＝397,369 円、194 ページ参照）未満であること。
ニ　申請後、算出された基本給付金の額が、最低限度額（＝2,562 円、194 ページ参照）を超えていること。
ホ　支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

(3) 支給対象期間は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

イ　60 歳到達日の属する月から、65 歳に到達する日の属する月までの間
ロ　60 歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月から
ハ　60 歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示　　誕生日は２月 20 日



解説：　例えば、誕生日が２月 20 日、60 歳到達時点で被保険者であった期間が通算して５年を満たした場合は例示のＡ～Ｆまでが支給対象期間となります。（Ａ～Ｆまでの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。）

（4）支給額は・・・・・

① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率**〔支払われた賃金額（みなし賃金を含む）÷60 歳到達時等の賃金月額×100〕に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり**支給限度額**及び**最低限度額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が 64%（※）以下の場合

支給額＝実際に支払われた賃金額×10%

※ 令和７年３月 31 日以前に受給資格を満たした方については、
賃金低下率が 61%未満の場合
支給額＝実際に支払われた賃金額×15% となります。

ロ 賃金低下率〔A〕が 64%（※）を超えて 75%未満の場合

$$\text{支給率〔B〕} = \frac{(-64A + 4,800)}{110A} \times 100$$

支給額＝実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

※ 令和７年３月 31 日以前に受給資格を満たした方については、
賃金低下率〔A〕が 61%を超えて 75%未満の場合
支給率〔B〕＝ $\frac{-183A + 13,725}{280A} \times 100$ となります。

ハ 賃金低下率が 75%以上の場合

支給額＝支給されません。

（端数処理について）

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨てて算出します。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 397,369 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 386,922 円）

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額 2,562 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 2,411 円）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例】（令和７年４月１日以降に受給資格要件を満たす場合）

60 歳到達時の賃金月額が 30 万円であって、

① 支給対象月に支払われた賃金が 18 万円の場合

低下率は 60%（180,000÷300,000×100）

支給額＝180,000×10%＝18,000 円

② 支給対象月に支払われた賃金が 20 万円の場合

低下率は 66.67%（200,000÷300,000×100）

支給率は 7.27%（-64×66.67＋4,800）×100／（110×66.67）

支給額＝200,000×7.27÷100＝14,540 円

③ 支給対象月に支払われた賃金が 24 万円の場合

低下率が 80%（240,000÷300,000×100）**のため支給されません。**

② 「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に**「実際に支払われた賃金額」**のことをいいますが、その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額のあった賃金額を加算（これを「みなし賃金額」といいます。）して、賃金の低下率を判断する場合があります。

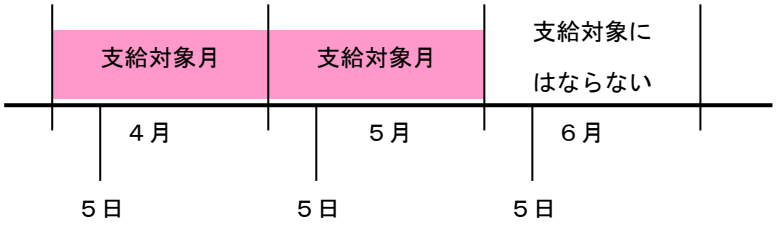
イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、**「賃金の支払日」を基準**としています（支給対象月における賃金の「支払事実（支給対象月に支払われていること）」について、60 歳到達時の賃金と比較し、統一的に判断することで、公平かつ事務処理の明確性を確保しているものです。）。

このため、例えば以下のようなケースにおいて、**「５月に支払われた賃金額」とは、５月５日に支払われた賃金となります**。（５月５日に支払われた賃金の対象月は４月ですが、実際に支払われたのが５月であるためです。）

なお、以下のように、５月末日に退職した場合には、６月５日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月５日支払 ５月末日に退職】



ロ　みなし賃金額について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責任がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、**その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります。**

これを、**「みなし賃金額」**といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

(ｲ) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤（冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。）

(ﾛ) 疾病または負傷

(ﾊ) 事業所の休業（休業の理由、休業の期間は問いません。）

(ﾆ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為

(ﾎ) 妊娠、出産、育児

(ﾍ) 介護

【注意】

① 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。

② 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその支給率を乗ずることとなります。

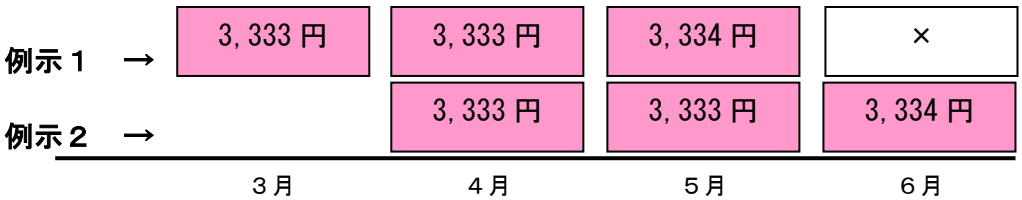
ハ　数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、**支払いのあった月以降の各月に割り振って計上**するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。（ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。）

なお、**最初の支給対象期間の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等については、その後の支給対象月への算入は行わないこととしています**ので、併せてご注意ください。

例示１　【４月～６月分の通勤手当 10,000 円が３月に支払われた場合】

例示２　【４月～６月分の通勤手当 10,000 円が４月に支払われた場合】



《事例１》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が３万円の場合。

→　欠勤により賃金の減額があるので、18 万円＋３万円＝21 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は 21 万円÷30 万円＝70.00%となり、支給率は 4.16%となりますので、**支給額は 18 万円×4.16%＝7,488 円**となります。

みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

《事例２》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が５万円の場合。

→　欠勤により賃金の減額があるので、18 万円＋５万円＝23 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は 23 万円÷30 万円＝76.67%となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常の賃金で低下率を算定するため、このケースでは 75%未満とならず、**不支給**となります。

《事例３》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 15 万円、欠勤による賃金の減額が３万円の場合。

→　欠勤により賃金の減額があるので、15 万円＋３万円＝18 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は 18 万円÷30 万円＝60.00%となります。

低下率が 64%以下となるため、**支給額は 15 万円×10%＝15,000 円**となります。

みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・・・

① 60 歳到達日において被保険者であった場合

届出書類・・・「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(＝賃金証明書)
「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」(＝受給資格確認票)
提出期限・・・ 最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して４か月以内
届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
持参するもの・・・

○ 賃金台帳、出勤簿（タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など

○ 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。
なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手続をする場合は、**「賃金証明書」**及び**「受給資格確認票」**を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は**「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書」**(＝**確認通知書**)を、また受給資格がない場合は、**「高年齢雇用継続給付受給否認通知書」**(＝**否認通知書**)が交付されます。

ロ 被保険者に対する通知について

(ｲ) 受給資格が確認された場合

ハローワークから交付された「確認通知書」には、60 歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の 75%」が印字されます。(ただし、60 歳に達した時に受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60 歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。)

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の 75%」未満に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を、通知してください。

(ﾛ) 受給資格が否認された場合

ハローワークから交付された**「否認通知書」は、必ず被保険者に対して交付**し、「被保険者であった期間が５年」であることの**要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる**旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととな

る予定日と、５年の要件を満たすために不足している期間については、この「否認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ　次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、次回の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給要件を満たすか否かがはっきりしない場合には、ハローワークの窓口にご相談ください。

② 60 歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類･･･雇用された直前の離職に係る「雇用保険被保険者離職票」（受給資格決定を受けた方は「雇用保険受給資格者証」）
「高年齢雇用継続給付受給資格確認票･（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」（以下「受給資格確認票」という。）
提出期限･･･被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者取得届」とできるだけ同時に
届 出 先･･･事業所の所在地を管轄するハローワーク
持参するもの･･･

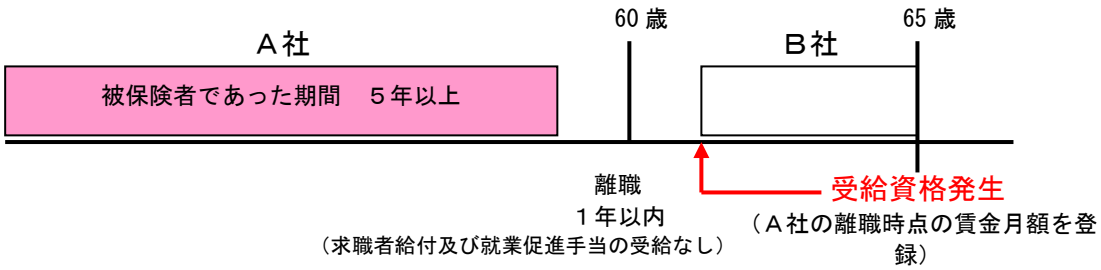
- ○ 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- ○ 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。
なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

被保険者資格の喪失に基づき 60 歳到達時において被保険者でなく、かつ、雇用保険（基本手当等）の支給を受けずに、その喪失日から１年以内に再就職した場合は**「離職票」**を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は**「雇用保険受給資格者証」**を併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認（否認）を行い、今後の申請についてお知らせします。

例　示



③　２回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「受給資格確認通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている**「賃金月額 75%」未満に低下した月**となります。

届出書類･･･「高年齢雇用継続給付支給申請書」（以下「支給申請書」という。）
提出期限･･･指定された支給申請月
届 出 先･･･事業所の所在地を管轄するハローワーク
持参するもの･･･
○　支給申請書の内容が分かる書類の写し（賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿など）

④　支給申請時期について

支給申請は、**原則として２か月ごと**に行うこととなります。

ハローワーク（公共職業安定所長）から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」と「偶数型」のいずれかを指定します。（「次回支給申請日指定通知書」に印字されています。）

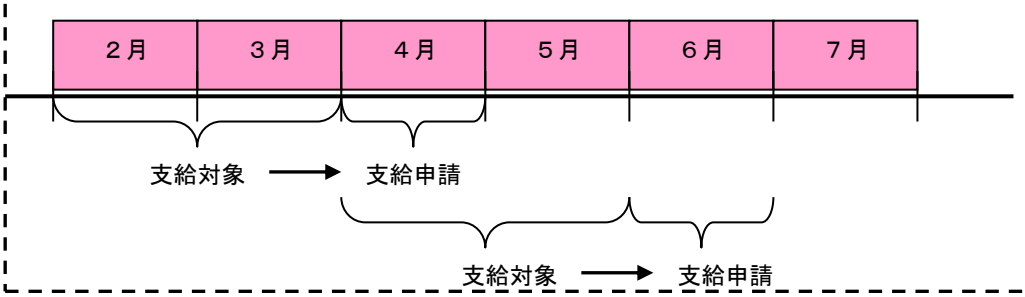
また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して４か月以内に行うことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内（４か月以内）の指定月（奇数型・偶数型）に初回の支給申請を行ってください。

「支給申請月」とは・・・

支給申請月は、ハローワーク（公共職業安定所長）から指定された月型は、今後、その事業所の支給申請月の型となりますが、特段の事情がない限り、この月型は変更できません。

なお、指定月が１月･３月･５月･７月･９月･11 月の場合は奇数型、２月･４月･６月･８月･10 月･12 月の場合は偶数型と呼びます。

例示　偶数型



⑤　あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が 60 歳に到達し、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことができます。

あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続を行っていただくと、次のようなメリットがありますので、**事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします**。

メリット

- **事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。**
- **初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる。**
- **支給申請漏れの防止を図ることができる。**

(6) 支給申請の結果は・・・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した**「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」**と次回の支給申請の際に使用する**「高年齢雇用継続給付支給申請書」**を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています）から約１週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ　ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4　高年齢再就職給付金について

(1) 受給資格は・・・・・

イ　60 歳以上 65 歳未満で再就職した一般被保険者であること。
ロ　１年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
ハ　再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が 100 日以上あること。
ニ　直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して５年以上あること。

上記の要件を満たすような場合、事業所の所在地を管轄するハローワークで、受給資格確認手続を行ってください。

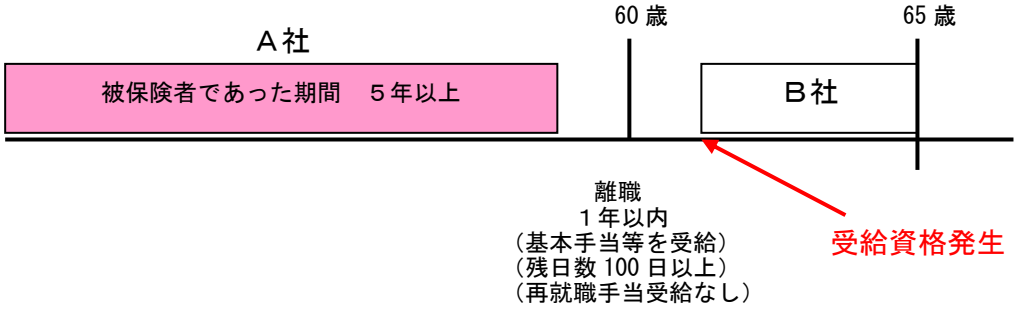
この手続により、ハローワークにおいて受給資格の確認を行うとともに、**「再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額×30 に相当する額」**を**「高年齢再就職給付金に係る賃金月額」**として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することとなります。

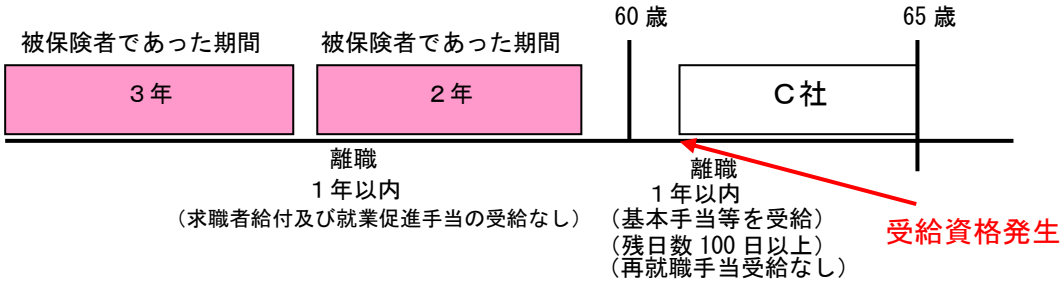
受給資格を満たさなかった場合は・・・・・

受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間５年以上を満たすことはなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

例示１　支給日数 100 日以上残して再就職し、受給資格の要件を満たした場合



例示２　60 歳前に離職し、支給日数 100 日以上残して再就職した場合



(2) 支給要件は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(193 ページ参照)

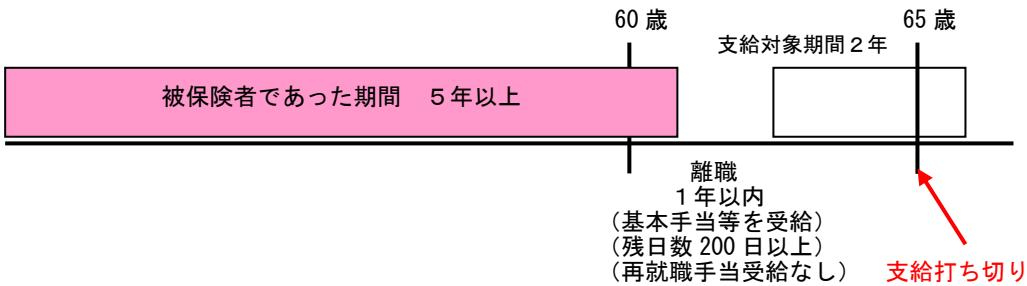
(3) 支給対象期間は・・・・・

イ　雇用保険の基本手当の残日数が 200 日以上の場合は、当該被保険者となった日の翌日から２年を経過する月まで。

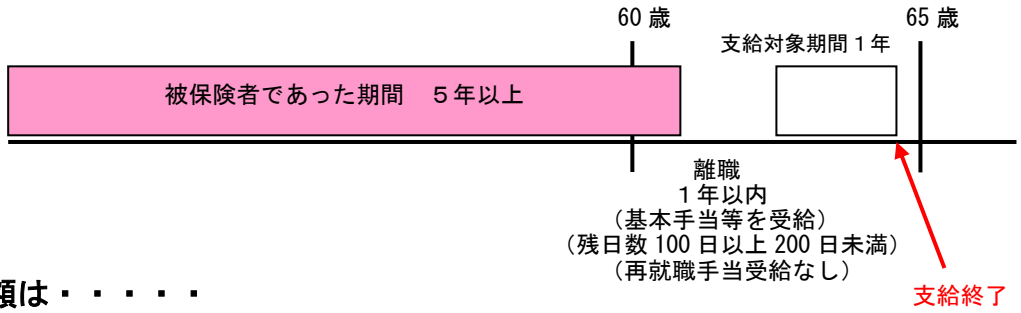
ロ　雇用保険の基本手当の残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は、当該被保険者となった日の翌日から１年を経過する月まで。

ハ　イ及びロにおいて、２年または１年を経過する前に 65 歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65 歳に達した日の属する月まで。

例示１　支給残日数 200 日以上の場合



例示２　支給残日数 100 日以上 200 日未満の場合



（4）支給額は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。（194 ページ参照）

（5）受給資格の確認は・・・・・

届出書類･･･「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」（以下「受給資格確認票」という。）
提出期限･･･被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」とできるだけ同時に
届 出 先･･･事業所の所在地を管轄するハローワーク
持参するもの･･･
○　賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
※　なお、被保険者の年齢が確認できる書類は不要です。
※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

雇用保険の基本手当等を受給した 60 歳以上の者を再雇用した場合、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に、併せて**「受給資格確認票」**を事業所の所在地を管轄するハローワークに速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けていたことがある方が離職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

①　受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は**「受給資格確認通知書」**を、受給資格がない場合は**「受給資格否認通知書」**を交付いたします。

この「受給資格確認通知書」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当に係る賃金日額の 30 日分の額とその 75％に相当する額が、それぞれ「賃金月額」、「賃金月額の 75％」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支給期間」も印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはありません。

②　被保険者に対する通知と次回支給申請月の指定について

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。（198～199 ページ参照）

(6) 支給申請は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(198～201 ページ参照)

(7) 支給申請の結果は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(201 ページ参照)

(8) 給付金の口座振込みは・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(201 ページ参照)

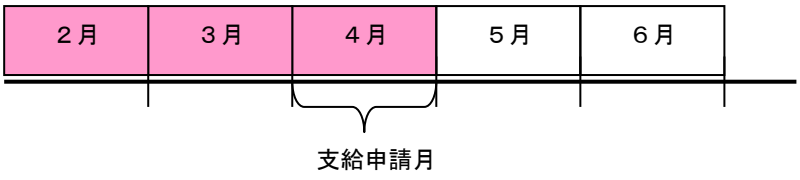
5　離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、**１日以上被保険者として雇用されない日がある月については、支給対象月となりませんので**、ご注意ください。

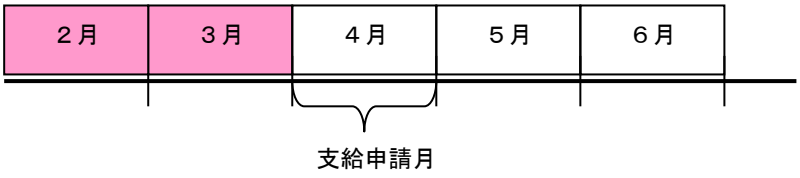
例示１　偶数型の事業所を、４月末日で退職した場合



→　４月の支給申請月には２月と３月分の申請書を提出します。

また、４月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて４月分の支給申請書を提出してください。(次回の支給申請月である６月まで待つ必要はありません。)

例示２　偶数型の事業所を、４月 25 日で退職した場合



→　４月の支給申請月には２月と３月分の申請書を提出しますが、４月分は月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、４月 26 日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、支給対象月となるため、転職後の事業主から支給申請書を提出してください。(この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所で４月中に支払われた賃金額を記入してもらうようにしてください。)

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は65歳に達する月までですが、被保険者資格を喪失して、１年を超える被保険者期間の空白があって再就職した場合は、高年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、１年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですのでご注意ください。

イ　病気、けが等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日があるとき（最大３年間）

ロ　60 歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき（最大１年間）

届出書類･･･「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書」（用紙はハローワークにあります。）

提出期限･･･イの理由の場合･･･30 日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日以降、早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の期間の最後の日までの間であれば、提出は可能

ロの理由の場合･･･離職日の翌日から起算して２か月以内

届 出 先･･･本人の住所を管轄するハローワーク

持参するもの･･･

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事実を証明する書類

６　年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

7　その他

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の翌日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これを、**未支給高年齢雇用継続給付**といいます。

この請求は、**死亡した日の翌日から起算して６か月以内**にしなければなりません。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手段により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）は、不正受給の処分を受けることとなります。**

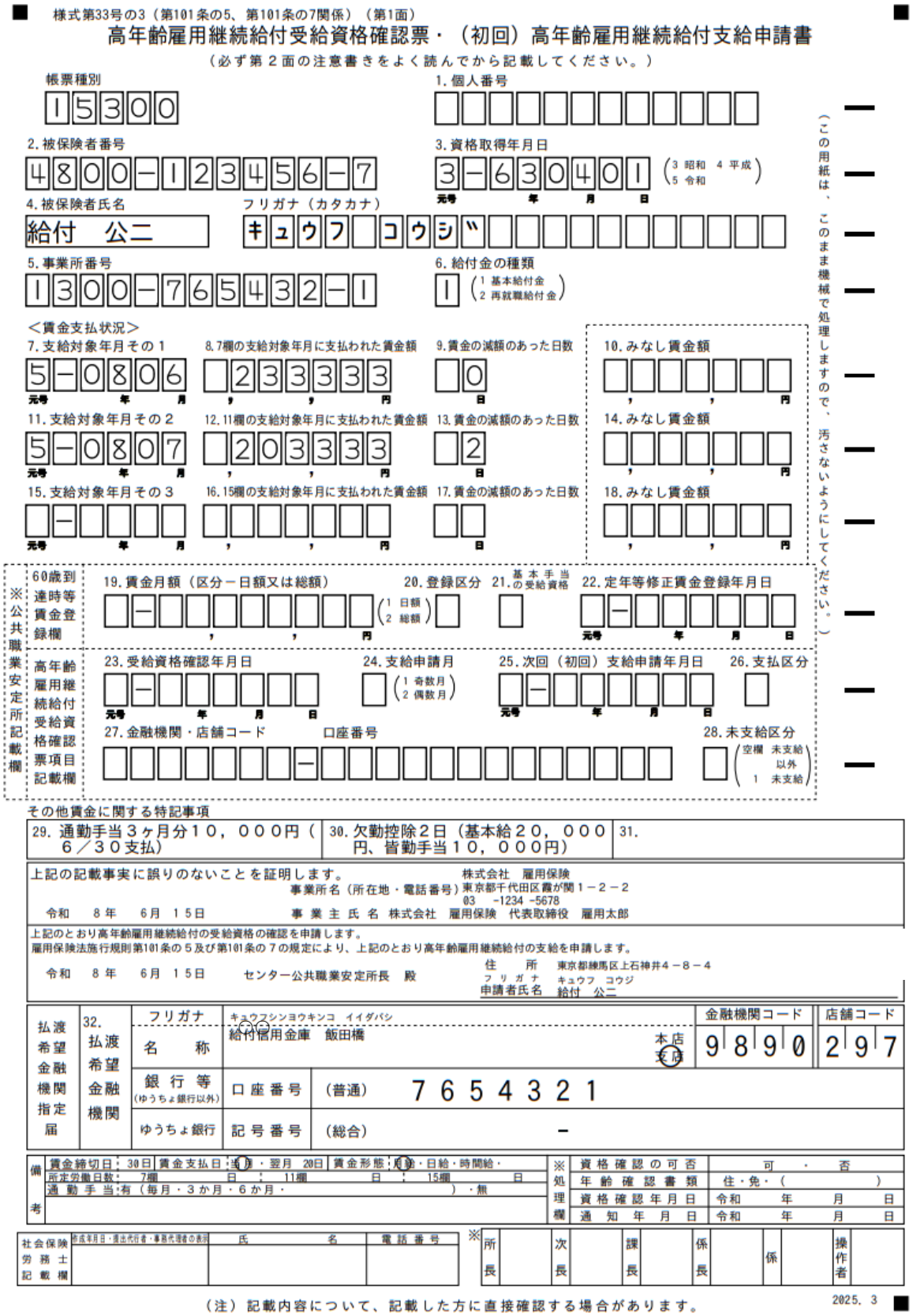
このような場合、不正受給した金額の**３倍**の金額を納めなければならず、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主も本人と連帯して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

8　支給申請書等の記載例及び通知例について

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例



様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）

高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

帳票種別 15300

1. 個人番号

2. 被保険者番号 4800-123456-7

3. 資格取得年月日 3-6-3-04-01（3 昭和 4 平成 5 令和）

4. 被保険者氏名 給付　公二

フリガナ（カタカナ） キュウフ　コウジ

5. 事業所番号 1300-765432-1

6. 給付金の種類 1（1 基本給付金 2 再就職給付金）

＜賃金支払状況＞

7. 支給対象年月その１ 5-08-06

8. 7欄の支給対象年月に支払われた賃金額 233,333円

9. 賃金の減額のあった日数 0日

10. みなし賃金額

11. 支給対象年月その２ 5-08-07

12. 11欄の支給対象年月に支払われた賃金額 203,333円

13. 賃金の減額のあった日数 2日

14. みなし賃金額

15. 支給対象年月その３

16. 15欄の支給対象年月に支払われた賃金額

17. 賃金の減額のあった日数

18. みなし賃金額

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

※公共職業安定所記載欄

60歳到達時等賃金登録欄

19. 賃金月額（区分－日額又は総額）

20. 登録区分（1 日額 2 総額）

21. 基本手当の受給資格

22. 定年等修正賃金登録年月日

高年齢雇用継続給付受給資格確認票項目記載欄

23. 受給資格確認年月日

24. 支給申請月（1 奇数月 2 偶数月）

25. 次回（初回）支給申請年月日

26. 支払区分

27. 金融機関・店舗コード　口座番号

28. 未支給区分（空欄 未支給以外 1 未支給）

その他賃金に関する特記事項

29. 通勤手当３ヶ月分１０，０００円（６／３０支払）

30. 欠勤控除２日（基本給２０，０００円、皆勤手当１０，０００円）

31.

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

株式会社　雇用保険

事業所名（所在地・電話番号）東京都千代田区霞が関１－２－２　03　-1234 -5678

令和　８年　６月　１５日　　事業主氏名　株式会社　雇用保険　代表取締役　雇用太郎

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。

雇用保険法施行規則第101条の５及び第101条の７の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。

令和　８年　６月　１５日　　センター公共職業安定所長　殿

住所　東京都練馬区上石神井４－８－４

フリガナ　キュウフ　コウジ

申請者氏名　給付　公二

払渡希望金融機関指定届

32. 払渡希望金融機関

フリガナ　キュウフシンヨウキンコ　イイダバシ

名称　給付信用金庫　飯田橋　本店・支店

金融機関コード 9890　店舗コード 297

銀行等（ゆうちょ銀行以外）　口座番号　（普通）　7654321

ゆうちょ銀行　記号番号　（総合）　－

備考

賃金締切日：30日　賃金支払日：当月・翌月　20日　賃金形態：月給・日給・時間給・

所定労働日数：7欄　日　11欄　日　15欄　日

通勤手当：有（毎月・３か月・６か月・　）・無

※処理欄

資格確認の可否　可・否

年齢確認書類　住・免・（　）

資格確認年月日　令和　年　月　日

通知年月日　令和　年　月　日

社会保険労務士記載欄　作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示　氏名　電話番号

※　所長　次長　課長　係長　係　操作者

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

2025. 3

１「個人番号」
・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

２「被保険者番号」
・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

３「資格取得年月日」
・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

５「事業所番号」
・当該事業所の事業所番号を記入してください。

「事業所名（所在地・電話番号）、事業主氏名」
記入事実に誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」
被保険者本人が氏名を記載してください。
ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。
その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」
「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。
「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※　最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合はあらかじめハローワークにご相談ください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その１）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（安定所提出用）

①被保険者番号	9900-102047-9	③ フリガナ	キュウフ　ユウジロウ
②事業所番号	4900-000147-1	60歳に達した者の氏名	給付　雄二郎
④ 名称 / 事業所 所在地 / 電話番号	株式会社 雇用保険 小倉支店 北九州市小倉北区萩崎町１－１１ ０９３－９４１－８６０９	⑤60歳に達した者の住所又は居所	〒８００－０００４ 北九州市門司区北川町１－３４ 電話番号（０２０）５４０９－Ｘ０９８
⑥60歳に達した日等の年月日	平成・令和（○）５年１月３１日	⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和（○）・平成 ３８年２月１日

この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。

事業主 住所　北九州市小倉北区萩崎町１－１１

氏名　代表取締役　小倉紀夫　㊞

60歳に達した日等以前の賃金支払状況等

⑧60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 60歳に達した日等の翌日	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額 Ⓐ	Ⓑ	計	⑬ 備考
2月1日							
1月1日～60歳に達した日等	31日	1月26日～60歳に達した日等	6日	60,000			
12月1日～12月31日	31日	12月26日～1月25日	31日	310,000			
11月1日～11月30日	30日	11月26日～12月25日	30日	310,000			
10月1日～10月31日	31日	10月26日～11月25日	31日	310,000			
9月1日～9月30日	30日	9月26日～10月25日	30日	310,000			
8月1日～8月31日	31日	8月26日～9月25日	31日	310,000			
月日～月日	日	7月26日～8月25日	31日	310,000			
月日～月日	日	月日～月日	日				
月日～月日	日	月日～月日	日				
月日～月日	日	月日～月日	日				
月日～月日	日	月日～月日	日				
月日～月日	日	月日～月日	日				
月日～月日	日	月日～月日	日				

⑭賃金に関する特記事項

六十歳到達時等賃金証明書受理
令和　年　月　日
（受理番号　番）

※公共職業安定所記載欄

（注）
本手続は電子申請による申請が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※

所長	次長	課長	係長	係

⑥「60 歳に達した日等の年月日」

・被保険者の 60 歳の誕生日の前日を記入してください。

⑧「60 歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

・「60 歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。

・原則、60 歳に達した日等から遡って 1 年間において、　賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より 6 か月以上記入が必要です。
（※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。（54 ページ参照））

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

・最上段には 60 歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から 60 歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
・賃金支払基礎日数が 11 日以上の月を 6 か月以上記入する必要があります。 6 か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。

（※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。（54 ページ参照））

⑪「⑩の基礎日数」

・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金額」

・月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
・A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑬「備考」

・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
＜例えば＞
・賃金未払いがある場合
・傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合
・休業手当が支払われたことがある場合
・60 歳に到達した日が令和２年８月１日以降であって、⑨欄及び⑪欄の賃金支払基礎日数が 11 日以上の完全月が６か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

・３か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
・該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その２）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（安定所提出用）

①被保険者番号	4900-102047-1	③ フリガナ	アンテイ　タロウ
②事業所番号	4900-000147-1	60歳に達した者の氏名	安定　太郎
④ 名称 事業所 所在地 電話番号	株式会社 雇用保険 小倉支店 北九州市小倉北区萩崎町１－１１ ０９３－９４１－８６０９	⑤60歳に達した者の住所又は居所	〒８００－０００４ 北九州市門司区北川町１－１８ 電話番号（０９３）３８１　－８６０９
⑥60歳に達した日等の年月日	平成・令和（令和）　○○年　１　月　３１　日	⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和・平成（昭和）　○○　年　１２　月　２１　日

この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。

住所　北九州市小倉北区萩崎町１－１１

事業主 氏名　代表取締役　小倉紀夫

60歳に達した日等以前の賃金支払状況等

⑧60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 60歳に達した日等の翌日	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額 Ⓐ	⑫ 賃金額 Ⓑ	⑫ 賃金額 計	⑬ 備考
2月1日							
１月１日～60歳に達した日等	31日	１月26日～60歳に達した日等	6日	60,000			
12月1日～12月31日	31日	12月26日～１月25日	31日	310,000			
11月1日～11月30日	30日	11月26日～12月25日	30日	310,000			
10月1日～10月31日	31日	10月26日～11月25日	31日	310,000			
9月1日～9月30日	30日	9月26日～10月25日	30日	310,000			
8月1日～8月31日	31日	8月26日～9月25日	31日	310,000			
月　日～月　日	日	7月26日～8月25日	31日	310,000			
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日				
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日				
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日				
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日				
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日				
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日				

⑭賃金に関する特記事項

六十歳到達時等賃金証明書受理
令和　年　月　日
（受理番号　番）

※公共職業安定所記載欄

（注）
本手続は電子申請による申請が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※	所長	次長	課長	係長	係

⑥「60 歳に達した日等の年月日」

・60 歳に達した後に被保険者であった期間が通算して５年を満たした日を記入してください。

⑧「60 歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

・「60 歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。

・原則、60 歳に達した日等から遡って１年間において、賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より６か月以上記入が必要です。

（※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。（54 ページ参照））

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。

・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

・最上段には 60 歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から 60 歳に達した日等までの期間を記入し、

以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。

・賃金支払基礎日数が 11 日以上の月を６か月以上記入する必要があります。６か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。

（※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。（54 ページ参照））

⑪「⑩の基礎日数」

・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。

・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金額」

・月給者は Ａ 欄に、日給者は Ｂ 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は Ａ 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。

・Ａ 欄、又は Ｂ 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑬「備考」

・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。

＜例えば＞

・賃金未払いがある場合

・傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合

・休業手当が支払われたことがある場合

・60 歳に到達した日が令和２年８月１日以降であって、⑨欄及び⑪欄の賃金支払基礎日数が 11 日以上の完全月が６か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

・３か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。

・該当がない場合には斜線を引いてください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書
高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
高年齢雇用継続給付支給決定通知書

<キ リ ト リ>

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	1300-5590XX-8	事業所名略称	行政工業株式会社	資格取得年月日
被保険者番号	5590-5590XX-1	氏名	ロウドウ　タロウ	060601

支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日
奇数月型	1			

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号　〒112-857　文京区後楽園1-9-20
交付　令和　1年　5月　13日　TELXXXXXXXXXXXXXXX

飯田橋　公共職業安定所長　公共職業安定所長印

<キ リ ト リ>

高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	受給資格確認年月日
5050-070135-4	ﾛｳﾄﾞｳ ﾀﾛｳ	男	3-400411	070412

資格取得年月日	080601	事業所番号	1301-011199-8	支給期間	0704-1204
賃金月額	360,000	賃金月額の75％（支給限度額）	270,000	支払方法	0001001-　1234567

通知内容

一般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。

1．給付金の種類　高年齢雇用継続基本給付金
2．受給資格の対象件に　該当した日　令和　7年　4月10日（60歳）
3．初回支給申請月　令和　7年　4月、令和　7年　5月
4．初回支給申請日　令和　7年　6月　1日～令和　7年　6月30日
5．初回支給申請日　令和　7年　6月　7日

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号　〒112-8577 文京区後楽1-9-20 TEL03-3812-8609
交付　令和 07 年 04 月 12 日

飯田橋　公共職業安定所長　公共職業安定所長印

2025. 3

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

① 受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

② 被保険者期間が通算して５年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

「支払方法」

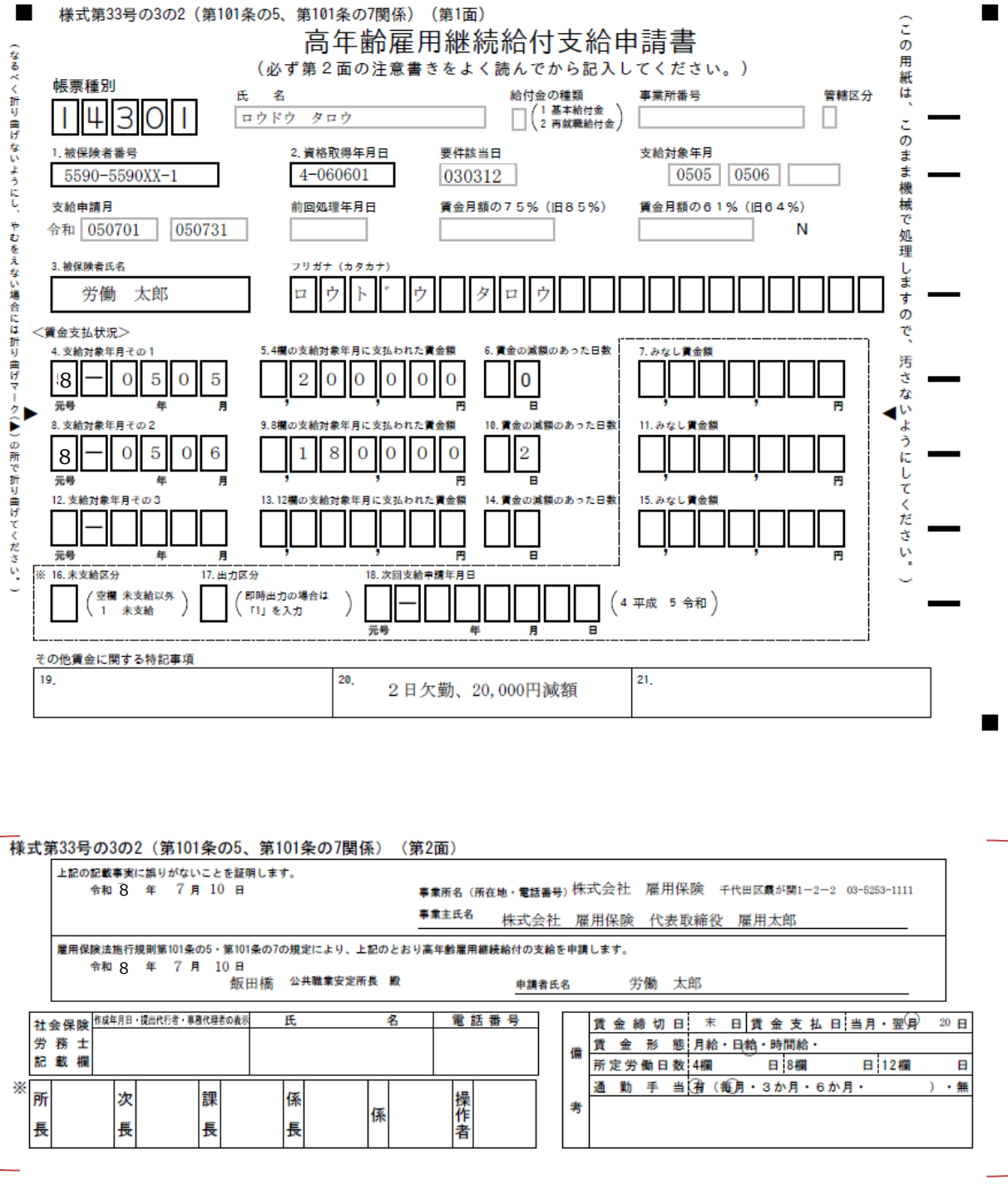
・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「賃金月額の７５％(支給限度額)」

各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※ 毎年８月１日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入



様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）

高年齢雇用継続給付支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げてください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別：1 4 3 0 1

氏名：ロウドウ　タロウ

給付金の種類：（1 基本給付金　2 再就職給付金）

事業所番号：

管轄区分：

1. 被保険者番号：5590-5590XX-1

2. 資格取得年月日：4-060601

要件該当日：030312

支給対象年月：0505　0506

支給申請月：令和 050701　050731

前回処理年月日：

賃金月額の７５％（旧８５％）：

賃金月額の６１％（旧６４％）：　N

3. 被保険者氏名：労働　太郎

フリガナ（カタカナ）：ロウト゛ウ　タロウ

＜賃金支払状況＞

	4. 支給対象年月その１	5. 4欄の支給対象年月に支払われた賃金額	6. 賃金の減額のあった日数	7. みなし賃金額
	8 － 0 5 0 5（元号 年 月）	200,000円	0日	円
	8. 支給対象年月その２	9. 8欄の支給対象年月に支払われた賃金額	10. 賃金の減額のあった日数	11. みなし賃金額
	8 － 0 5 0 6（元号 年 月）	180,000円	2日	円
	12. 支給対象年月その３	13. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額	14. 賃金の減額のあった日数	15. みなし賃金額
	－（元号 年 月）	円	日	円

※ 16. 未支給区分：（空欄 未支給以外　1 未支給）

17. 出力区分：（即時出力の場合は「1」を入力）

18. 次回支給申請年月日：－（元号 年 月 日）（4 平成　5 令和）

その他賃金に関する特記事項

19.	20.	21.
	２日欠勤、20,000円減額	

裏面にあります

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

令和 8 年 7 月 10 日

事業所名（所在地・電話番号）株式会社　雇用保険　千代田区霞が関1－2－2　03-5253-1111

事業主氏名　株式会社　雇用保険　代表取締役　雇用太郎

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。

令和 8 年 7 月 10 日

飯田橋　公共職業安定所長　殿

申請者氏名　労働　太郎

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

備考		
	賃金締切日	末日　賃金支払日　当月・翌月（月）　20日
	賃金形態	月給・日給・時間給・
	所定労働日数	4欄　日　8欄　日　12欄　日
	通勤手当	有（毎月・３か月・６か月・　）・無

1「被保険者番号」～「支給申請月」

・受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、２回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡しします。

4、8、12「支給対象年月」

・支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

5、9、13「支給対象年月に支払われた賃金額」

・4、8、12 欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。
なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々19、20、21 欄にその額と名称を記入してください。

・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に１か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。）計上してください。

6、10、14「賃金の減額のあった日数」

・4、8、12 欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。
この場合、4、8、12 欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々19、20、21 欄に記入してください。

「事業所名（所在地・電話番号）、事業主氏名」

・記載事実に誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

・被保険者本人が氏名を記載してください。
ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。
その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「備　考」（申請書裏面）

・備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。

○前事業所を離職し、１日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記載してもらってください。

○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額及びその賃金を支払った事業主氏名を記入してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「２申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を〇で囲んでください。

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申請者	氏名	継続 大輔	生年月日	(昭和)平成令和 37年 5月 11日	性別	(男)・女
	住所又は居所	〒 100 - 0000 東京都千代田区霞が関１－２－２ （電話 03-5253-1111 ）				
2 申請する延長等の種類		(受給期間)・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付				
3 離職年月日	令和 4年 5 月 11 日	4 被保険者となった年月日	(昭和)平成令和 3 年 4 月 1日			
5 被保険者番号	４９００－１２３４５６－７					
6 支給番号						
7 この申請書を提出する理由	(イ) 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く（対象教育訓練の受講を開始する）ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ハ 事業を開始等したため 具体的理由：病気による入院のため					
8 職業に就く（対象教育訓練の受講を開始する）ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間	令和 4 年 6 月 1日から 令和 5 年 5 月 31日まで	※処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
※ 延長等後の受給（教育訓練給付適用対象）期間満了年月日	令和 年 月 日					
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称：胃潰瘍	診療機関の名称・診療担当者：厚生労働第一病院 院長 厚生昌義				

雇用保険法施行規則第31条第１項・第31条の３第１項・第31条の６第１項の規定により受給期間の延長等、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。

令和 4 年 7 月 10 日

公共職業安定所長
地方運輸局長 殿

申請者氏名 継続 大輔

備考	離職票交付安定所名	
〇〇	離職票交付年月日	
	離職票交付番号	

※

所属長		次長		課長		係長		係		操作者	

(55) 2022. 7

○　高年齢雇用継続給付に関するＱ＆Ａ

Ｑ　60 歳到達日とは？
**　私は、今年の 10 月 12 日に 60 歳の誕生日を迎えます。60 歳到達日とは、60 歳の誕生日のことなのでしょうか。**

Ａ　雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

　このため、60 歳到達日とは、「60 歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10 月 11 日」となります。

Ｑ　再就職手当との併給は？
**　高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。**

Ａ　できません。（雇用保険法第 61 条の２第４項）

　同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2 つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようにお願いいたします。

Ｑ　基本給付金の支給は？
**　私は、60 歳の定年によりＡ社を退職した翌日、Ｂ社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。**

Ａ　今回のケースは、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、翌日Ｂ社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

　また、雇用保険（基本手当等）を受給した場合であっても、所定給付日数を 100 日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Ｑ　基本給付金の支給は？
**　基本給付金を受給している途中でＡ社を離職し、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、１年半後にＢ社に採用され、就職しました。**
**　この場合、雇用保険（基本手当等）を受給していないので、Ｂ社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。**

Ａ　できません。

　雇用保険（基本手当等）を受給しないまま再就職していたとしても、Ａ社での離職日（＝資格喪失届の離職年月日）とＢ社での就職日（＝資格取得届の被保険者となった年月日）の空白期間が１年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

○　高年齢雇用継続給付に関するＱ＆Ａ

Ｑ　被保険者であった期間の通算は？
以前働いていたＡ社では、８年間雇用されていました。
このたびＡ社を退職し、約１か月後に、雇用保険を受給せずにＢ社で働くこととなりました。
この場合の被保険者であった期間の５年間の計算は、以前にＡ社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

Ａ　被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して１年後の応答日までに被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Ｑ　賃金月額登録の上限は？
当社の社員で、このたび、60 歳になる従業員がいるので、60 歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。
この従業員には現在 60 万円の賃金を支払っているのですが、60 万円の賃金登録が行われるということで間違いないのでしょうか。

Ａ　賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額 522,000 円（令和８年８月１日現在）を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Ｑ　60 歳を超えた者を採用した場合は？
当社では、このたび、61 歳になる男性を正社員として採用することとしました。この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

Ａ　60 歳～65 歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、ハローワークの窓口へ必ず申し出てください。

○　高年齢雇用継続給付に関するＱ＆Ａ

Ｑ　みなし賃金は？
**　みなし賃金を算定する際の「賃金の減額のあった日数」（支給申請書 6、10、14 欄）とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか。**
**　それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。**

Ａ　みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Ｑ　みなし賃金は？
**　日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。**

Ａ　所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額のあった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Ｑ　みなし賃金は？
**　サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。**

Ａ　「事業所の休業」には、相当しません。
　所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払　われた賃金額で判断します。

Ｑ　60 歳時における賃金登録は？
**　当社では、60 歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。**
**　このような場合でも、60 歳時の賃金登録を行う必要がありますか。**

Ａ　平成 16 年１月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。
　しかしながら、60 歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。
　また、このような場合には、60 歳到達時点の事業主の皆様に対して、60 歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。
　このようなことを避けるためにも、被保険者が 60 歳となった時点において、できるかぎり登録手続をお願いいたします。
　また、60 歳登録手続を事前に行っておくことで、
　　①　事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
　　②　初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる
　　③　支給申請漏れの防止を図ることができる
などのメリットがありますので、登録手続のご協力をお願いいたします。

○　高年齢雇用継続給付に関するＱ＆Ａ

Ｑ　高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は？
**　高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。**

Ａ　月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。
　ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給対象となります。

Ｑ　申請手続先は？
**　自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークとが異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続を行えばよいのでしょうか。**

Ａ　高年齢雇用継続給付の支給申請手続は、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくこととなります。
　なお、高年齢雇用継続給付の延長手続については、本人の住所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Ｑ　課税は？
**　高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？**

Ａ　されません。（雇用保険法第 12 条）

Ｑ　交通費の払い戻しがあった場合は？
**　公共交通機関を使わない通勤に変更した場合など、通勤手当の払い戻しがあった場合はどのような計算になるのでしょうか。**

Ａ　払い戻された月数で除して、払い戻しのあった月から計算した分についてマイナスして計算を行っていきます。

○　「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和７年４月１日以降に受給資格を満たす方）

「支給率早見表」支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%
74.5%	0.39%
74.0%	0.79%
73.5%	1.19%
73.0%	1.59%
72.5%	2.01%
72.0%	2.42%
71.5%	2.85%
71.0%	3.28%
70.5%	3.71%
70.0%	4.16%

賃金の低下率	支給率
69.5%	4.60%
69.0%	5.06%
68.5%	5.52%
68.0%	5.99%
67.5%	6.46%
67.0%	6.95%
66.5%	7.44%
66.0%	7.93%
65.5%	8.44%
65.0%	8.95%
64.5%	9.47%
64.0%以下	10.00%

「支給額早見表」（令和８年８月１日現在）支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額（賃金日額×30日分）							
	522,000 円以上	50万	45万	40万	35万	30万	25万	20万
38万	6,688	0	0	0	0	0	0	0
37万	12,506	2,923	0	0	0	0	0	0
36万	18,324	8,712	0	0	0	0	0	0
35万	18,130	14,560	0	0	0	0	0	0
34万	23,936	20,366	0	0	0	0	0	0
33万	29,733	26,169	4,389	0	0	0	0	0
32万	32,000	32,000	10,176	0	0	0	0	0
31万	31,000	31,000	15,996	0	0	0	0	0
30万	30,000	30,000	21,810	0	0	0	0	0
29万	29,000	29,000	27,637	5,829	0	0	0	0
28万	28,000	28,000	28,000	11,648	0	0	0	0
27万	27,000	27,000	27,000	17,442	0	0	0	0
26万	26,000	26,000	26,000	23,270	0	0	0	0
25万	25,000	25,000	25,000	25,000	7,275	0	0	0
24万	24,000	24,000	24,000	24,000	13,104	0	0	0
23万	23,000	23,000	23,000	23,000	18,929	0	0	0
22万	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	2,926	0	0
21万	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	8,736	0	0
20万	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	14,540	0	0
19万	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	0	0
18万	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	4,356	0
17万	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	10,183	0
16万	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	0

○　「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和７年３月 31 日以前に受給資格を満たす方）

「支給率早見表」支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%
74.5%	0.44%
74.0%	0.88%
73.5%	1.33%
73.0%	1.79%
72.5%	2.25%
72.0%	2.72%
71.5%	3.20%
71.0%	3.68%
70.5%	4.17%
70.0%	4.67%
69.5%	5.17%
69.0%	5.68%
68.5%	6.20%

賃金の低下率	支給率
68.0%	6.73%
67.5%	7.26%
67.0%	7.80%
66.5%	8.35%
66.0%	8.91%
65.5%	9.48%
65.0%	10.05%
64.5%	10.64%
64.0%	11.23%
63.5%	11.84%
63.0%	12.45%
62.5%	13.07%
62.0%	13.70%
61.5%	14.35%
61.0%以下	15.00%

「支給額早見表」（令和８年８月１日現在）支給額算定の目安としてください。

60 歳以降 各月の賃金	60 歳到達時等賃金月額（賃金日額×30 日分）							
	522,000 円以上	50 万	45 万	40 万	35 万	30 万	25 万	20 万
38 万	7,524	0	0	0	0	0	0	0
37 万	14,060	3,256	0	0	0	0	0	0
36 万	20,556	9,792	0	0	0	0	0	0
35 万	27,125	16,345	0	0	0	0	0	0
34 万	33,660	22,882	0	0	0	0	0	0
33 万	40,194	29,403	4,917	0	0	0	0	0
32 万	46,752	35,936	11,456	0	0	0	0	0
31 万	46,500	42,470	17,980	0	0	0	0	0
30 万	45,000	45,000	24,510	0	0	0	0	0
29 万	43,500	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0
28 万	42,000	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0
27 万	40,500	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0
26 万	39,000	39,000	39,000	26,130	0	0	0	0
25 万	37,500	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0
24 万	36,000	36,000	36,000	36,000	14,712	0	0	0
23 万	34,500	34,500	34,500	34,500	21,252	0	0	0
22 万	33,000	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0
21 万	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0
20 万	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0
19 万	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0
18 万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0
17 万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0
16 万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0